

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの  
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第7号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用する。

平成31年3月29日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 渡邊 大樹

1. 1の表中

「

名 称	箇 所
阪奈トンネル (一般国道163号)	大阪府東大阪市西石切町から奈良県生駒市壱分町まで

」

を追加する。